意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より防災ダム事業1箇所、湛水防除事業1箇所、ほ場整備事業1箇所、道路事業1箇所、港湾事業1箇所、砂防事業1箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、平成21年1月8日に開催した第8回三重県公共事業評価審査 委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を 行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 防災ダム事業 [県事業]

5 0 1 番 大沢池地区

501番については、昭和63年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。 今回、審査を行った結果、501番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、今後は、総合行政の観点から、同一流域内で行われる河川事業など、関連する他事業の進捗状況についても、併せて説明を求めるものである。

(2) 湛水防除事業 [県事業]

502番 伊曽島北部地区

502番については、平成2年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。 今回、審査を行った結果、502番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(3) ほ場整備事業[県事業]

503番 機殿地区

503番については、平成2年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。 今回、審査を行った結果、503番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、波及的な事業効果の発現のため、基盤整備後の対応として、新商品の開発や市場の開拓についても検討されたい。

(4)道路事業「県事業]

506番 一般国道260号 宿浦バイパス

506番については、平成元年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。 今回、審査を行った結果、506番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、事業効果の早期発現及び緊急輸送道路ネットワークの早期形成のため、未整備区間の早急な整備を進められたい。

(5)港湾事業[県事業]

509番 的矢港 渡鹿野地区

509番については、平成10年度に事業着手し平成15年度に完了した事業である。 今回、審査を行った結果、509番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(6)砂防事業[県事業]

5 1 0 番 三峰川

5 1 0番については、平成11年度に事業着手し平成15年度に完了した事業である。 今回、審査を行った結果、510番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(7)総括意見

- 一、今後、事後評価の便益算定については、マニュアルに即した便益だけではなく、 実態に即した便益の算出についての検討を求めるものである。
- 一、今後、事業効果の把握を目的とするアンケート調査については、より客観的かつ 適確な調査対象や調査項目を設定するよう求めるものである。